

# オスキジ、オスヤマドリの捕獲等を禁止する期間の延長について（案）

## 1 概要

県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づき、オスキジ、オスヤマドリの狩猟による生息数減少の緩和と保護繁殖を図るため、昭和40年から法定狩猟期間（11月15日から翌年2月15日）のうち、毎年1月16日から翌年2月15日までの間の捕獲等を禁止してきました。

この措置は5年間であり、これまで5年ごとに期間の延長を行ってきたもので、今年度は現行の平成30年11月15日からの5年間の最終年に当たります。

現状においては、県が実施した生息状況等調査の結果から、県内の生息状況に大きな変動がないことを踏まえ、オスキジ、オスヤマドリの捕獲等を禁止する措置を5年間延長することとします。

## 2 捕獲等を禁止する対象狩猟鳥獣の種類

オスキジ及びオスヤマドリ

## 3 捕獲等を禁止する区域

青森県内一円

## 4 捕獲等を禁止する期間

法定狩猟期間（11月15日から翌年2月15日）のうち、毎年1月16日から2月15日までの間において、オスキジ、オスヤマドリの捕獲等を禁止します。

この措置は、令和5年11月15日から5年間（令和10年11月14日まで）とします。

## 5 参考（関係法令）

### （1）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

（狩猟鳥獣の捕獲等）

第十一条（略）

2 環境大臣は、狩猟鳥獣（鳥類（狩猟鳥獣のうちの鳥類に限る。）のひなを含む。以下「対象狩猟鳥獣」という。）の保護を図るため必要があると認めるときは、狩猟期間の範囲内においてその捕獲等をする期間を限定することができる。

3（略）

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）

第十二条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。

- 二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。
  - 三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等をするを禁止すること。
- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。
- 3～6 (略)

**(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**

(捕獲等をする期間)

第九条 法第11条第2項の環境大臣が定める捕獲等をする期間は、次の表の上欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

区域	狩猟鳥獣の捕獲等をする期間
北海道以外の区域	毎年11月15日から翌年2月15日まで（猟区の区域内においては、毎年10月15日から翌年3月15日まで）
北海道の区域	毎年10月1日から翌年1月31日まで（猟区の区域内においては、毎年9月15日から翌年2月末日まで）